

尾張旭市監査公表第23号

平成30年7月2日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した公の施設の指定管理者監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年7月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

尾張旭市施設管理協会（総務部財産経営課）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>指定管理者から提出された事業報告書等の記載内容について、担当課において十分な確認作業が実施されていなかった。</p> <p>指定管理者制度の運用においては、指定管理者には、協定書及び仕様書に基づき実施した事業結果を市に報告することが義務付けられ、市には、その内容を調査・確認することにより、協定内容が適正に履行されていることを検証し、改善の必要が認められる場合には、適切な指示を行うことが求められている。</p>	<p>基本協定書及び仕様書に基づき、指定管理者から事業報告書等が提出された際には、確認等を徹底するとともに、改善の必要が認められた場合には、適切な指示を行うよう改善します。</p>